

宝塚市いじめ問題再発防止に関する行動計画【案】

令和3年（2021年）3月

宝塚市教育委員会

1 はじめに

2 行動計画策定に際しての基本的な考え方

- (1)基本方針策定時の方針
- (2)基本方針策定後の不祥事
- (3)教育委員会の決意～3つの約束～

3 基本方針策定後の取組について

- (1)いじめの認知について
- (2)部活動アンケートについて
- (3)体罰・暴言アンケートについて
- (4)実態の把握（調査結果からの分析）
 - ア 全国学力・学習状況調査の活用
 - イ 全体の傾向について ～校長の学校運営からの視点と子どもたちの視点の対比～
 - ウ 学校運営の傾向について ～課題の共有と組織的取組、そして地域、家庭との共有～

4 教育を一から見直すための工程と役割

- (1)工程(5つの柱の関係性と時間的つながり)
- (2)教員、学校、教育委員会の役割

5 学校における行動計画

6 教育委員会における行動計画

- (1)検証
- (2)5つの柱ごとの重点取組
- (3)重点取組をすすめるために ～教員、学校、教育委員会のチームで進めるパイロット事業～

1 はじめに

平成28年(2016年)12月に発生した中学校女子生徒の自死事案に係る「宝塚市いじめ問題再調査委員会」から、令和2年6月22日に再調査報告書が提出されました。

市教育委員会は、その再調査報告書で示された当時のいじめの経緯や、学校、市教育委員会の対応に対する指摘、また再調査委員会からの提言を真摯に受け止め、令和2年(2020年)10月9日に「宝塚市いじめ問題再発防止に関する基本方針」を策定しました。

今後、いじめによる重大な事態を起こさないよう取り組むため、市立学校、市教育委員会がそれぞれ行動計画を作成します。

2 行動計画策定に際しての基本的な考え方について

(1)基本方針策定時の考え方

「宝塚市いじめ問題再発防止に関する基本方針」の決定に当たり、「宝塚市いじめ問題再調査委員会」のメンバーであった検証委員からは、当該基本方針は生徒、保護者、教育に関わる方々、そして宝塚の教育を心配し、今後の対応に関心を持って注目していただいている市民の皆様に向けた教育委員会からの再発防止に向けた取り組みの決意と方向性を示すメッセージであり、今後、実際に取組を進める際には、教職員一人ひとりの意識改革が必要であるとの指摘がありました。

また、教育委員会会議においては、まずはできることから迅速に取り組むつつ、本基本方針を本市の新しい教育の始まり、そして第一歩として位置づけ、継続的により良いものへと更新していくことを確認しています。

(2)基本方針策定後の不祥事

基本方針を策定し、これから正に本市の教育を一から見直し、生徒、保護者、市民からの信頼の回復に取り組もうとする矢先に、本市教職員が体罰や不祥事事案により逮捕されるという事態が生じました。

こうした中、宝塚市議会においては、所管事務調査をはじめとした議会審議において、教育委員会に向けた厳しい指摘がなされており、中でも学校風土改革として、教育委員会と学校の関係、学校内での統制、職員の一人ひとりの資質・姿勢の改善に向けて、今後の

取組及び改善状況に強い関心が注がれ続けています。

(3)教育委員会の決意～3つの約束～

こうした事態を受けて、基本方針において、「子どものいのち、権利を守り未来へ成長する教育」を目指し、「宝塚の子ども一人ひとりを徹底的に大切に」することを誓った私たちは、改めて次のことの実現に全力を尽くすことを約束します。

- 1 いじめに対する適切な初期対応を行うとともに、重大事態への対応力を高め、深刻な事態となることを防ぎます。
- 2 部活動を含む学校運営、学級運営において、教師による体罰、暴言、ハラスメントをなくします。

この2つの約束の実現を通して、部活動を含めた学校生活を、子どもからは安心して通える学校として、保護者、市民の方からは信頼して子どもを任せることができる学校として感じていただけるものにしていきます。

併せて、

- 3 教育の本分である子どもの心身共に健やかな成長のためのよりよい教育の実現を通して、よりよい地域社会に貢献する教育を目指します。

これらのことを一体的に実践していくことを教職員、学校、教育委員会が肝に銘じ、取り組むことにより、いじめを生まない風土が作られ、そして、不祥事を生まない組織が作られるものと考えています。

2 基本方針策定後の取組について

(1)いじめの認知について

宝塚市いじめ問題再発防止に関する基本方針策定の動きと並行して、教育委員会及び学校の管理職は、宝塚市いじめ問題再調査報告書を作成いただいた委員から直接講演を聞いて理解するとともに、学校では、教育委員会の指導主事とともに全教職員によるグループワークも交えた研修を全学校で実施し、当該いじめ事案では何が起こったのか、どうすべきだったのかを学びました。

その中で、子ども一人ひとりに寄り添い、感度を高く持ち、いじめの認知を増やすことの重要性を改めて学びました。その結果、令和2年度のいじめの認知件数は、12月末時点で前年当月比で中学校が2倍、小学校が4倍弱の認知件数の増加となっています。

(2)部活動アンケートについて

また、基本方針の策定後の総合教育会議においては、宝塚市いじめ問題再調査委員会の委員を含む3名の有識者、市長、副市長と教育委員とともに、市内全中学校を対象にした部活動の実態を調査するアンケートの作成とその実施方法を検討し、11月に実施しました。

アンケートでは、実情をありのまま記載してもらえよう匿名でインターネットを使って実施し、全生徒の26.7%(1408件)、保護者の43.5%(2288件)、教師の50.7%(179件)からの回答を得ることができました。

生徒による部活動の問題や課題に対する意識についての選択式回答の傾向としては、15種類あるすべての項目において70%以上の生徒が部活動に対して肯定的にとらえていることが明らかとなりました。

また、自由記述欄に意見を寄せた713件回答の内容は「練習量」「指導内容」「要望・意見」に大別され、「練習量」においては、練習時間が多いと感じる生徒、少ないと感じる生徒それぞれの感じ方が入り混じる中、平成30年に市が作成した部活動ガイドラインを守って活動している部や学校とそうでない部や学校が現状では混在しており、運用の不公平感を訴える声がありました。

また、顧問による「指導内容」については、「ひいき、差別に関するもの」「暴言や言葉使用に関するもの」「体罰に関するもの」「顧問が関わってくれない」といった内容に大別されますが、顧問の種別においては、教師によるものだけでなく、外部顧問の言動についても問題視する意見が見られました。

「要望・意見」においては、コーチが不在であることが多いといった不満や休日の他校での練習に参加する際の交通手段に関することなどについての意見が見られました。

次に、保護者の回答傾向については、生徒の傾向と似ており、7つの項目において75%以上の保護者が部活動に対して肯定的にとらえていることが明らかとなる一方で、35%の保護者が、部活動におけるトラブルやいじめが気になると回答しています。

自由記述欄に寄せられた882件の内容は、前述のような本市における一連の事件を受けて、学校の部活動運営について憂慮する声があり、その対策として外部指導者の活用を挙げる声が生徒よりも多い傾向にあるようです。また、休日の送迎に関することや携帯電話の所持に関することに加えて、活動日程が明らかにされないことへの不満があるとともに、一部ではありますが部活動に対して批判的な声を上げることについて、内申への影響を心配する意見もありました。

教職員による部活動の問題や課題に対する意識についての選択式回答の傾向としては、課題意識が高い順に、プライベートの時間が少なくなること(92%)、教材研究にかける時間が少なくなること(85%)、専門的な技術指導力不足(73%)の次に生徒間のトラブル・いじめの対応など部員の人間関係(73%)、競技指向の生徒と楽しみ指向の生徒の共存(70%)の順に多くなっており、部活動の意義を認めつつ、多様な価値観が混じる部活動運営について、多忙な業務との間で取り組む教師の姿が見られます。また、保護者との関係性についても同様に、部活動に積極的に関わる姿勢の保護者とそうでない姿勢の保護者についての関係の持ち方についての悩みもあるようです。

また、顧問・指導者による暴力・暴言に課題意識を持つ教師は31%となっており、身近な問題として感じる教師が少数派である中、学校における数々の問題が発生した本市の状況を鑑みれば、体罰やハラスメントの根絶に向けた取り組みにおいて、すべての教職員一人ひとりの意識改革が重要であることが分ります。

(3)体罰・暴言アンケートについて

基本方針策定後これまでの間、市内全小中学校において、体罰のチェックリストを全校に配布し、自らの言動を振り返り未然防止に努めるとともに、同じく市内全小中養護学校において体罰・暴言アンケートを実施しました。

体罰については、法律でも明確に禁止されており、今回、新たに告発の方針を定めたところ です。

現在、一つひとつの事案について事実の確認を行いながら、個別の事案については、順次適切に対処していきます。

また、この調査においても、体罰と並んで暴言についての件数が一定数あり、部活動だけでなく学校教育全般において、教師の指導行為における声の掛け方について、課題が見えています。これまでは、教員それぞれの経験と個性によって形作られてきた指導のあり方についても、今後もその多様性の意義や価値は認めつつも、教育委員会として、守るべき最低限のルールや目指すべき指導方法を明確に示し、明日の教育を創っていく必要があります。

(4)学校の実態の把握について

議会では、学校の組織風土について取り上げられました。学校における組織風土とは、非常に抽象的な概念ですが、本市の学校においては校長を筆頭とした管理職のリーダーシップや学級担当教員、専科の教員、養護教員、特別支援学級の教員など教育職にある者同士あるいはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、介助員や給食、用務、事務に携わる者など学校のすべての関係者を含めた同僚性、さらには、教育委員会による

適切な学校への関与や指示に基づく学校と教育委員会との関係性が緊張感を持ちつつも双方向的な対話の上に維持される環境が確保されていることが重要であり、これらすべてが子どもたちの学力と社会性の育成のためにマネジメントされているべきであると考えます。

ア 全国学力・学習状況調査の活用

学校の組織風土を図る統一的な尺度は未だ持ち得ていませんが、行動計画策定に当たり、毎年全国の小中学校で実施されており、全国の学校と比較が可能な調査である、全国学力・学習状況調査における学習状況に係る質問項目を活用することで、本市の組織風土の一端を理解しようと試みました。

全国学力・学習状況調査とは中学3年生と小学6年生を対象に毎年全国で実施される調査であり、子どもたちの学力の測定とは別に、学習状況に係る質問項目として、校長を対象にした質問調査と子どもたちを対象にした質問調査の2種類があります。校長を対象にした質問においては、学校運営に関することや教職員の資質能力向上に関すること、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に関する取組のことや主要教科における教え方に関すること、小学校と中学校教育の連携や家庭と地域と連携、家庭学習におけることなど2019年(令和元年)においては小学校で64項目、中学校で80項目の調査がなされています。また、子どもたちを対象にした質問としては、生活習慣や学習習慣に関することや主要教科への関心に関することと共に自己有用感や規範意識など、小学校で58項目、中学校で69項目の調査がなされています。

イ 全体の傾向について～校長の学校運営からの視点と子どもたちの視点の対比～

質問調査の全体傾向として、校長は日頃の子どもたちの様子を、勉強に対して熱意があり、私語も少なく前向きに取り組んでおり、礼儀正しいと感じており、その割合は全国平均より高くなっています。しかし、子どもたちの調査によると自己有用感はそれほど高くはなく、全国平均をやや下回っています。また、学校としては、学校生活の中で生徒一人ひとりの良い点や可能性を見つけ評価する(褒める)取組をおこなっていると思っている一方で、子どもたちへの調査では、先生が私の良いところを認めてくれていると感じている割合はやや低めの結果となっています。また、これからの教育において伸ばしていきたい子どもの力とも関連する質問である、難しいことでも失敗を恐れずにチャレンジしていると答えた生徒は、全国の平均より下回っています。

さらに、いじめはどんな理由があってもいけないことだと思うこともは全国平均をや

や下回っており、人が困っているときは、進んで助けていると答えた子どもも全国平均以下となっています。

表1 (R1年度 児童生徒向け調査 左：小学校質問 No15、右：中学校 No15)

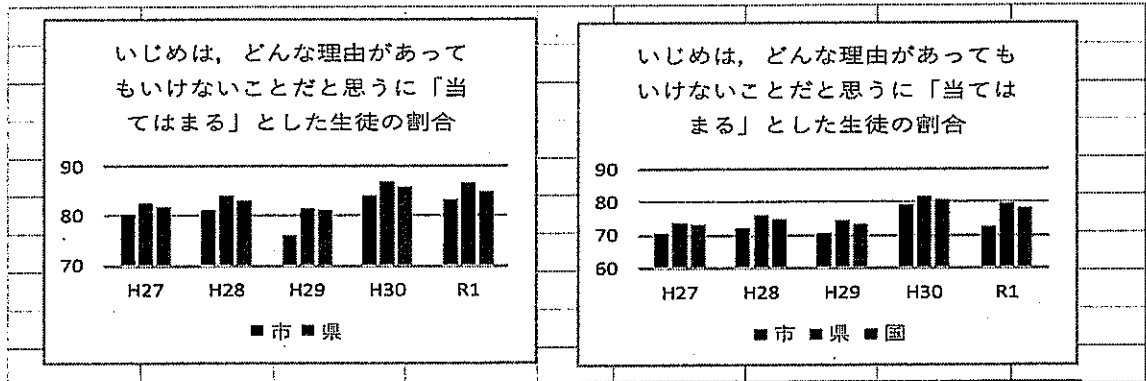
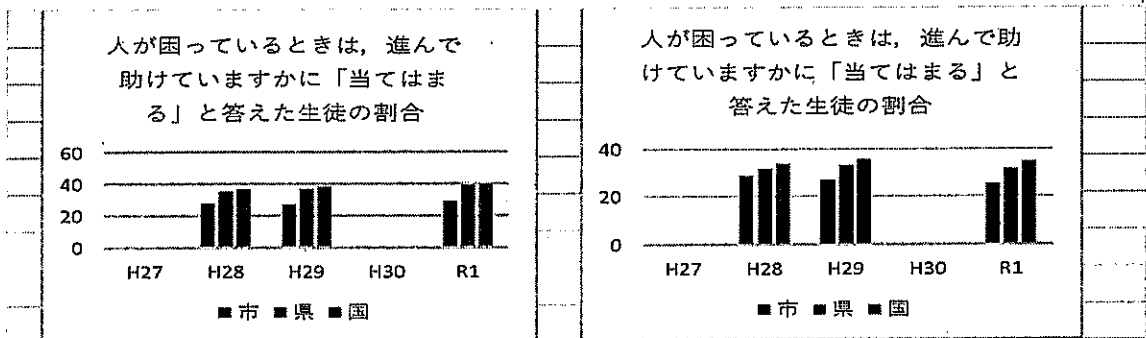


表2 (R1年度 児童生徒向け調査 左：小学校質問 No14、右：中学校質問 No14)



ウ 学校運営の傾向について～課題の組織共有と取組そして地域、家庭との共有～

次に、再発防止に関する基本方針の柱の一つであるチーム学校とも関係する項目についてですが、学級運営の状況や課題を全教職員の間で共有し、学校として組織的に取り組んでいますかという質問について「当てはまる」と答えた本市の校長の割合は、国平均を下回る傾向にあり、近年においては、小学校より中学校でその傾向が顕著です。

また、学習指導と学習評価の計画の作成に当たっては、教職員同士が協力し合っていますかという質問については、小学校、中学校共に国平均より下回る傾向にあります。

新学習指導要領においては、開かれた教育課程が謳われていますが、本市の傾向として、地域との共有や家庭学習の共通理解、さらには小中連携による分析課題の共有なども国の平均を下回っています。

表3 (R1年度 校長向け調査 左：小学校質問 No30、右：中学校質問 No31)

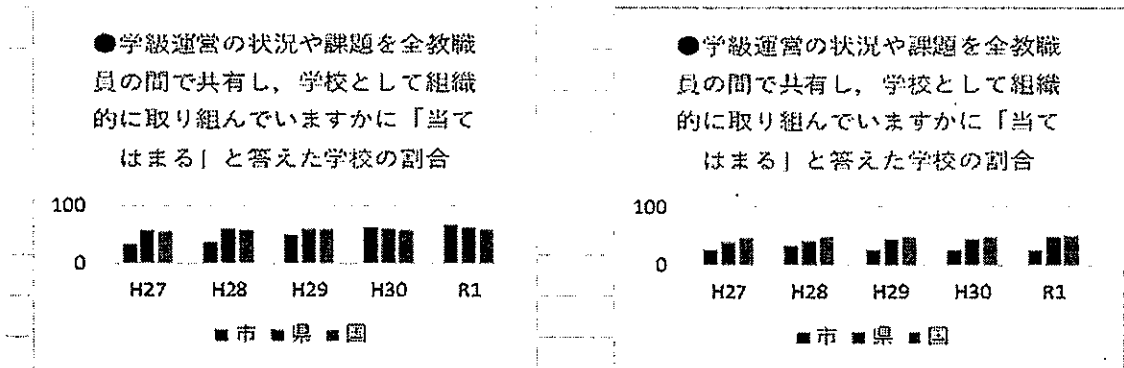
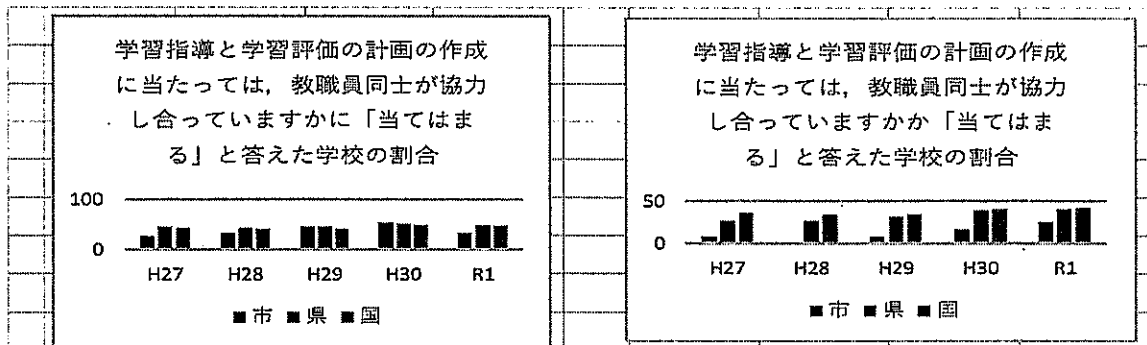


表4 (R1年度 校長向け調査 左：小学校質問 No29、右：中学校質問 No28)



なお、全国学力・学習状況調査は、2020年度(令和2年度)はコロナ禍による影響のため実施されなかったことから、直近の資料である2019年度(令和元年度)の資料を活用しています。また、上記は市内学校の平均であり、学校ごとに違いがあるため、教育委員会として、市立学校全体の傾向を把握するとともに、課題への対処に際しては、学校ごとの環境の違いや強みや課題と向き合いながら取組を進める必要があります。

3 教育を一から見直すための工程と役割

(1)5つの柱の関係性と時間的つながり

「宝塚市いじめ問題再発防止に関する基本方針」で定めた5つの柱と33の取組を確実に進めることによって、先に述べた教育委員会の決意～3つの約束～が実現するものと考えています。

しかし、その取組による成果は一様に表れるものではなく、それぞれの柱同士、取組同士が関係しあうことで、よりよい教育が実現されるものです。

本行動計画を推進するに当たり、まずは子どものSOSに気づく力を高めること、子どもに対する体罰やハラスメントの根絶に向けた対策を確実に推進し、これらが早期に実効性あるものとするこゝで、子どもたちが安心して学校生活を送れるようにします。

そして、次の目標として、問題を生まない風土や組織作りに向けて、子どもの主体性を育てる取組と学校組織におけるチーム学校から地域や家庭を含めたチーム学校へと広げ、根付かせていきます。また、部活動改革においては、これらすべての取組と密接に関係することから、白書づくりを通して具体的な取組を進めていきます。

なお、チーム学校の推進については、学校組織における同僚性の育みと共に、学校におけるマネジメント力を高める取組も不可欠であることから、マネジメント力の向上に向けた取組は、これまでの本市教育における慣行の見直しも含めて、確実に対応することとしています。

(2)教員、学校、教育委員会の役割

行動計画に位置付けられた取組の実行に際して、今一度、子ども一人ひとりを大切にすることに真摯に向き合い、未来ある教育を創っていくことを全教職員と強く共有し、職員一人ひとりの高い改革意識のもと、基本方針の基となった調査報告書で頻繁に用いられていた言葉である「内実化」をそれぞれの現場で実現する必要があります。

しかし、これらを確実に推進するためには、だれか一人の理解や行動だけでなし得るものではありません。管理職だからすべてができるわけではない。専門職だから、生徒(生活)指導担当だから、部活顧問だから、担任だから、学校だから、教育委員会だからというそれぞれの力だけでは、これからの本市の教育の未来を創っていくことはできません。

また、学校、教師、教育委員会はもとより、生徒や保護者、地域が総ぐるみで一体となってチーム学校として、基本方針並びに本行動計画に取り組んでいくことも必要です。

「宝塚の子ども一人ひとりを徹底的に大切に」することができるのは、まずは学校における教師一人ひとりの役割です。学校は、一人ひとりの教師を束ね、学校というチームで運営することができます。そして教育委員会は、これら教師や学校としての取組を円滑かつ効果的に進めることができるよう環境や制度を整備していくことが役割であるとともに、目指すべきビジョンや方向性を示す必要があります。

行動計画では、再発防止策で示された5つの柱、すなわち、1 子どものSOSに気づく力を高め、2 子どもの主体性を育て、3 部活動を改革、4 チーム学校で取り組み、5 子どもに対する体罰及びハラスメントを根絶するという5つの約束について、学校、教育委員会それぞれが確実に取り組みます。

4 学校における行動計画

学校においては、「宝塚市いじめ問題再発防止に関する基本方針」で盛り込まれた 33 の取組について、学校ごとに年間計画を立て、取り組むこととします。

その際、教師が義務的にやらされ感を持たないように、行動計画の立案時に我が事となるような工夫が必要です。

具体的な対策として、基本方針の 5 つの柱ごとに各学校の校務分掌と関連付けて、役割と責任の所在を明確にします。また、柱ごとにいじめアンケートを始めとする各種資料を基に関係者で話し合い、学校の現状を話し合い、課題を確認し、年度計画において当年度の重点取組を定め、明確な目標を設定します。

また、年度ごとの重点取組は、学校の年度ごとの基本方針の一部とし、学校評価の項目に位置づけ、保護者、地域の方々とともに、現状と課題を共有し、年度の終わりに振り返りを行う PDCA サイクルに組み込み、ホームページでその取組を公表することとします。

さらに、2021 年度（令和 3 年度）においては、中学校区ごとの保幼小中連携プログラムの中で報告するとともに、2022 年度（令和 4 年度）については、小、中のサミットにおいて発表し、市域で事例の共有を目指します。

なお、2021 年度（令和 3 年度）の各学校の行動計画は、5 月に各学校のホームページに掲載しますが、掲載後も随時更新することとしています。また、PDCA サイクルの中で、全市共通で取り組む 33 の項目のみならず、学校ごとの独自性のあるものにしていきます。

（参考資料） 小学校長会版 学校行動計画（ひな形）
中学校長会版 学校行動計画（ひな形）

5 教育委員会における行動計画

いじめによる重大な事態を起こさないためには、いじめの未然防止と、いじめが発生したときの早い段階での対応が不可欠です。各学校は、直接児童生徒への指導を行う場であることから、年間を通しての取組について校内で共通理解を図りながら計画し、実施していく必要があります。

各学校での行動計画に基づいた取組を進めていくためには、教育のあり方や学校のあり方を見直すことを行わなければなりません。現在、教育や学校を取り巻く環境は、こ

れまでとは大きく変化してきています。家庭のあり方の変化、多様な価値観、ICTの発達、教育内容や方法の改革など、社会のニーズの変化に対応していかなければなりません。そのため、学校や教職員にはこれまでの役割に加え、さらに期待や役割を担うようになっていきます。このような中、教職員はこれらの役割と期待に応えるため、日々努力し、多忙な状況になっています。いじめの未然対応や早期の対応を進めていくためには、こういった環境についても改善していかなければ、しっかりとした取組にはつながらないと考えています。

市教育委員会は、教育委員会独自で行う施策に併せて、各学校がいじめの未然防止や早い対応をしていくための環境を整える役割があります。

また、市教育委員会及び各学校の行動計画に基づいた取組に対して、どのように遂行され、効果があったのかについてしっかりと検証していくことも市教育委員会の役割です。

本行動計画はそういった市教育委員会の取組と検証方法についてまとめています。

(1) 検証

行動計画を進めるにあたり、その取組が計画通り進められているのか、また、取り組んだ結果、成果が見られるのかについて検証しなければなりません。そのためにはきちんとした検証方法を予め示しておく必要があります。具体的には、取組回数が示されている取組についてはその回数がきちんとなされているかなど、取り組んだ実績を検証することができます。しかし、そういった回数などの実績だけでは単に取り組んだということは検証できますが、そのことだけではなく、取組の中身がどうであったのか、取組の結果効果がどうであったかということも大切な検証内容となります。これらの効果についてはできる限り数値化できるものを評価指標として設定し、検証していきます。併せて、検証委員や教育委員、また市教育委員会事務局職員などが直接学校に出向き、児童生徒や保護者、教職員などと面談することで、学校の取組の確認や学校の雰囲気、児童生徒の様子、教職員の意識などについて確認することも検証の一つのあり方であると考えています。

こういった検証を行い、取組の効果などについて確認（チェック）し、次の取組に改善（アクション）を加え、さらに計画を立てて（プラン）行き、実行（ドゥー）していく、いわゆるPDCAサイクルに基づく仕組みを構築していきます。

検証の際に活用する指標については、令和3年度の指標と令和6年度以降の中期指標を着目指標として設定することで、短期的な効果を確認しつつ、常に将来の目指すべき目標を意識し、次になすべきことを計画し直せるようにします。また、中期の指標についても、必要に応じて、適宜見直すこととします。

具体的な検証に際しては、学校、地域、保護者による学校評価を通した学校ごとのPDCAサイクルと総合教育会議を活用した全体のPDCAサイクルの2つの検証を行い、学校における具体の取組に際しての支援を目的に検証委員や教育委員による学校訪問も令和4年までに全学校で行います。

(2) 5つの柱ごとの重点取組

PDCAサイクル(Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)を繰り返すこと)により効果を上げるため、教育委員会がなすべき仕組みづくりについて、重点取組を下記のとおり定めます。

1 子どものSOSに気づく力を育てます

(1) 学校及び市教育委員会のいじめ対策チームの強化

① 体制の整備

市教育委員会内のいじめに対応したチームの機能強化を図り、学校におけるいじめ認知や初期対応、重大事態対応に係る教職員のスキルの向上とチームで取り組む仕組みづくりを進めるとともに、児童生徒のいじめの認識や相談の大切さといった意識向上に向けた支援を行います

具体的取組：市教育委員会で作成したいじめ防止啓発リーフレットを定期的に発行し、周知を図ります。

：学校ごとの実態に即した教育委員会からの支援を実施します。

例：SSWによる教職員への組織対応手法の指導等

例：市教育委員会内のチームによる複合事案やネットいじめ事案など対処が難しい事例の紹介や対策の提示

：学校いじめ対策マニュアルを適宜改訂します。

例：学校の環境に応じた情報集約担当の明確化

② PDCAサイクルによるいじめ対応の検証の仕組みの確立

学校において実践する全校統一のいじめアンケートや各学校で実施している学校アンケートなどを通じて、いじめ対応に係る課題を校内で整理し、その上で課題を地域と共有して取り組む仕組みを確立します。

具体的取組：全校統一いじめアンケートを学期ごとに実施し、全体の分析結果を各学校運営の基礎資料として提供します。
：学校運営協議会などで、学校のいじめの状況の情報共有と意見交換を実施します。
：学校いじめ対策行動計画を活用した検証サイクルの仕組みを学校に定着させます。

(2) 検証のための着目指標

📌 令和3年度の指標（学校ごとの推移、市教育委員会平均推移）

- ・いじめ認知件数の昨年度比較
- ・いじめ解消率の昨年度比較

📌 中期の指標(令和6年度～)（学校ごとの推移、市教育委員会平均推移）

- ・全国学力学習状況調査で「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」と回答した児童生徒の割合
- ・全国学力学習状況調査で「人が困っている時は、進んで助けると思う」と回答した児童生徒の割合

2 子どもの主体性を育てます

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現と共有

① 生きる力の明確化と取組方針

子どもたちが将来に向けて身につけるべき生きる力とは具体的にどのようなものであるかを明確化し、各学校でその力を育成するための取組を進めます。

具体的取組：生きる力として育てたい次の4つの資質・能力を教育振興基本計画へ位置づけ、その育成に向けた教職員研修を行います。

i) 学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性

ii) 実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能

iii) 未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力

iv) 自己肯定感を高め、人への思いやりを育てるための多様性の尊重

: カリキュラムマネジメントの考え方にもとづいた教育課程の編成のあり方を学校に示します。

② 主体的・対話的で深い学びによる非認知能力の伸長

多様性の尊重を基礎に置き、学びに向かい、考え、判断し、表現するといった非認知能力を育てるため、アクティブラーニングの考え方を取り入れた授業の進め方を研究し、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育てます。

中学校区ごとに、育てたい力や目指したい子ども像を明確にし、その育成に向けての指導のあり方を共有するよう校種間連携の取組を進めます。

具体的取組：さまざまな場面で一人一台のタブレット端末を活用し、児童生徒の主体的な学びにつながるよう学校とともに研修をすすめます。

: 保幼小中連携における連絡会の定期的な開催

: 全中学校、全小学校ごとや中学校区ごとなど児童生徒の主体的な活動に基づいた児童会生徒会サミットを推進します。

: 人権教育ブロック別実践研究や宝塚市生徒指導連絡協議会における中学校区ごとのケース会議の実施

(2) 検証のための着目指標

☞ 令和3年度の指標

- ・アクティブラーニングに関連するテーマを位置付けた研究、研修の数
- ・学校評価にいじめの重点項目で主体性を位置づけた学校数

☞ 中期の指標(令和6年度～)(学校ごとの推移、市教育委員会平均推移)

- ・全国学力学習状況調査で「難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦していると思う」と回答した児童生徒の割合
- ・全国学力学習状況調査で「生徒の間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う」と回答した児童生徒の割合
- ・全国学力学習状況調査で「自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していたと思う」と回答した児童生徒の割合

3 部活動を改革します（現時点での方向性）

部活動改革については、2020年度(令和2年度)内に白書づくり終え部活動の実態を明らかにします。また、以下の方向性に沿って、教職員や専門家も交えた検討会を設け具体的な方策についてさらなる検討を進め、生徒にとって生き生きと活動できる部活動へと改革します。

(1) 生徒にとって生き生きと活動できる部活動の推進

① 部活動ガイドラインの徹底と見直し

部活動アンケート調査の結果から、ガイドラインを遵守している部活動とそうでない部活動の存在が明らかになったことから、部活動ガイドラインの周知と、その内容についてのより一層の徹底を図ります。

具体的取組：部活動ガイドラインへの関わりを増やすためする保護者向け案内文書を年度当初に配付するとともに、年1回は市広報誌に案内（紹介）記事を掲載します。また、市ホームページにガイドラインを掲載します。

：部活動アンケートをふまえ、生徒の健全な生活習慣の確立と教師のゆとりの確保による生徒への関わりを増やすため、教育委員会として活動時間等の検討を進め、現行のガイドラインを学校の実情に合わせた見直しを行います。

② これからのあるべき部活動モデルの設定と検証

部活動の指導方針（目的の優先順位付け、指導内容や指導体制、指導法・

声かけ方針の確立等)を明確化し、適切な運営を図ります。

具体的取組：専門家や教職員による部活動の運営に関する検討会を設置し、部活動のあり方について議論し、令和3年度中にまとめ、部活動運営等に生かしていきます。

：部活動ガイドラインに則って活動しているかどうかについて、一定の指標をもとに定期的にチェックします。

：部活動ガイドラインに則って活動するモデルとなる部活動を指定し、活動の検証を行います。

：生徒や保護者、教職員を対象とした部活動アンケート調査を定期的に実施し、部活動の検証を進めます。

③ 持続可能な部活動運営と教職員の負担軽減

中学校における部活動の意義をふまえ、持続可能な部活動と教職員の負担軽減を目指し、国の進める地域等の外部人材の活用を推進します。また、教職員の仕事と部活動への関わりのあるあり方について検討を進めます。

具体的取組：部活動の意義をふまえつつ、令和5年度から段階的に休日(土日祝日等)の部活動の地域移行をすすめていきます。

(2) 検証のための着目指標

☞ 令和3年度の指標(学校ごとの推移、市教育委員会平均推移)

- ・全国学力学習状況調査で「部活動のあり方について、保護者や地域と連携して見直しを進めている」と回答した学校の割合の推移

☞ 中期の指標(令和6年度～)

部活動ガイドラインを遵守している部活動数の割合

- ・外部人材による休日(土日祝日等)の指導へ移行した部活動数の割合
- ・部活動アンケート調査で「部活動に満足している」と回答した生徒や保護者の割合

4 チーム学校で取り組みます

(1) 校長のリーダーシップの発揮

① 校長のマネジメント力の向上

校長が円滑な学校経営をするための、さまざまな事案に対応できるマネジメント力の向上を図ります。

具体的取組：学校課題に応じた適切な人事異動を実施します。

：主幹教諭や主任の役割を明確化し、校内での専門委員会や校務分掌による学校課題や所掌テーマについての検討機能を強化するとともに、職員会議など学校内で方向性を共有する仕組みづくりを図ります。

② 校長の能力発揮を補完する体制の構築

校長が十分にリーダーシップを発揮するため、人材や教育環境などの充実整備を進めます。その際、校内での多職種連携を進めるとともに、教育の質の向上と支援の必要な子ども、家庭への対応により集中できるよう働き方改革を進めます。

具体的取組：統一テーマによる階層横断的な研修を実施します。

：多職種の参画による事例検討会を推進します。

：市教育委員会指導主事の学校担当制のあり方を見直し、校長の支援につながる活動を行っていきます。

：市教育委員会学校支援チームが学校を適宜訪問し、校長の学校経営に関する助言を行います。

：教員でなければならないことに重点を置けるよう働き方改革を進めます。

(2) 学校を支える外部の仕組みの構築

① 地域や保護者の参画による学校経営の推進

開かれた学校、開かれた教育課程など、学校は地域の中にあり、学校だけ

で教育を進めることはできないという考えのもと、保護者や地域もチーム学校の一員としての認識を共有し、一体となって教育に取り組む仕組みを構築します。

具体的取組：学校評価を活用し、地域や保護者と学校課題を共有します。

：コミュニティ・スクールの令和4年度中の全校導入と国の示す制度への移行を進めます。

：コミュニティ・スクールと地域学校協働本部(学校応援団)の一体的運用と地域人材バンク設立に向けた検討を進めます。

(3) 検証のための着目指標

☞令和3年度の指標

- ・計画通りコミュニティ・スクールを導入した学校数
- ・市教育委員会指導主事が担当校に訪問した回数
- ・SCやSSW等が参画したケース会議の回数

☞中期の指標(令和6年度～)(学校ごとの推移、市教育委員会平均推移)

- ・全国学力学習状況調査で「教育課程の趣旨について、家庭や地域との共有を図る取組を行っている」と回答した学校の割合
- ・全国学力学習状況調査で「地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営など、保護者や地域の人との協働による活動を行った」と回答した学校の割合
- ・全国学力学習状況調査で「学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの保護者や地域の人との協働による取組は、学校の教育水準の向上に効果があったと感じた」と回答した学校の割合
- ・全国学力学習状況調査で「今住んでいる地域の行事に参加している」と回答した児童生徒の割合
- ・全国学力学習状況調査で「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」と回答した児童生徒の割合

5 子どもに対する体罰及びハラスメントを根絶します

(1) 体罰やハラスメントを生まない仕組みの整備

① 体罰告発制度の徹底

教職員が子どもに対する懲戒と体罰の違いを理解し、教育公務員としての自覚と役割（告発制度を含む）についての認識を図ります。

具体的取組：市教育委員会で体罰告発に関する指針を適切に運用します。

② 体罰やハラスメントから子どもを守る

体罰やハラスメントに対する教職員や子ども、保護者の認識を高め、相談できる体制を構築します。

具体的取組：市教育委員会内に設置した体罰・暴言相談窓口について周知を図るとともに、適切に機能させます。

- ：体罰やハラスメントに関する教職員研修を実施します。
- ：部活動における先進的な指導方法に関する取組の研修を実施します。
- ：教職員等による児童生徒への体罰や暴言との実態について、毎年体罰・暴言アンケートを実施します。

(2) 検証のための着目指標

☑ 令和3年度の指標

- ・学校における児童生徒の体罰やハラスメント事案の件数
(相談窓口への通報を含む)

☑ 中期の指標(令和6年度～)

- ・学校における児童生徒の体罰やハラスメント事案の件数の減少
- ・全国学力学習状況調査で「先生は、あなたのよいところを認めてくれてい

と思う」と回答した児童生徒の割合（学校ごとの推移、市教育委員会平均推移）

（3）重点取組をすすめるために ～教員、学校、教育委員会のチームで進めるパイロット事業～

教育委員会の行動計画に掲げた取組の推進に際しては、これまで以上に委員会内の組織横断的な取組が求められるとともに、学校の教職員、管理職と教育委員会が一体となって取り組むことがより一層大切になります。

また、実効性を高め、内実化を図るためには、学校の課題と教育における将来ビジョンを互いにすり合わせ、3者による相互理解のもと、学校や地域の実情に即した方法について話し合い、あらゆる資源を活用し、より良いものを作り上げ、PDCAサイクルの中で磨き上げていくような取組モデルが必要です。

一方で、各学校は、人員、地域の事情などの環境が異なるため、市内一律の制度としてなじまない場合もあります。

このことから、①部局横断的に取り組む必要がある、②取組環境の整った特定の学校と組むことができる、③既存の慣習やルールに捉われず試行的に取り組むことを条件として、次の2つの取組から新たなパイロット事業を進めることとします。

- 1：学校問題対応強化モデル（SSWやSCなど専門職と学校、教育委員会をつなぐ対応体制づくり）
- 2：地域協働推進モデル（コミュニティ・スクールと地域学校協働本部事業の一体的推進事業）

なお、今後、部活動改革による生徒主体の取組や地域のスポーツ団体との取組、開かれた教育課程を目指したICT活用も含めた主体的・対話的で深い学び（アクティブラーニング）の推進についても、検討を進めることとします。

柱	基本方針			取組	実施時期														
	方向性	取組内容	目指す姿	具体的行動	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	中期	長期	
2 子どもの主体性を育てます	子どもの主体性を育む授業へ転換します	主体的・対話的で深い学びの教育を進めます	友達の意見を大事しながら、主体的に課題解決に取り組む子ども	主体的・対話的で深い学びをふまえた校内授業研究を実施します。日々の学習活動で合意形成を図る話し合いの場の充実を図ります。			授業研					授業研		授業研			継続	継続	
	子どもが参画する学校づくりを行います	学校行事は子ども主体で行います	集団への一員であることに対する自覚を高め、人と人とのふれあいやつながりを深める子ども	児童会で学校における諸問題について考え、行事については児童が主体となって話し合い、実施します。	会議 1年生を迎える会	会議		会議		会議 運動会		音楽会 図工展	会議	祭り	会議	6年生を送る会	児童が主体の企画・実践・検証を定着させる	児童が主体の企画・実践・検証を定着させる	
	児童会・生徒会を活性化します	サミットで学校間交流を図ります	学校や地域の課題を把握し、課題解決に向けて思考する子ども	市で行う児童会サミットに参加し、意見交換を行います。	創意工夫のある常時活動			サミット	サミット 結果を全児童に報告	創意工夫のある常時活動							拡充	拡充	
	子どもへのエンパワメントを促進します	CAPの活用と検証を行います	自分の思いを言葉や態度で表現できる子ども	中学年でCAPの授業を行い、自分の心と体を守る予防教育を実施し、その成果と課題をつかみます。				授業 検証										継続	継続
		いじめ防止教育につながるゲストティーチャーの授業を行います	弁護士や警察官、大学教授など、人権に関する講師による児童対象の出前授業を実施します。									授業					継続	継続	
4 チーム学校で取り組みます	学校の組織対応力を向上させます	教師がSOSを出せる教師集団を作ります	同僚性を高め、互いに信頼し合える教職員	学年や専科の枠を超えて相談できる場やチームで対応できる体制の充実を図ります。					討議					討議			継続	継続	
		多職種連携を推進します	互いの専門性を信頼し、連携できる学校組織	各担当、SC,SSWがそれぞれの専門性を活かし、各ケースに対応したチーム会議を開催します。	ケース会議												継続	継続	
		地域ぐるみで子どもを見守ります	情報を発信し、家庭・地域に開かれた学校	学校運営協議会、青少年育成市民会議等で、学校の様子を説明し、地域で子どもを育むことの協力を求めます。			運営協議会						運営協議会				運営協議会	継続	継続
	子どもを育む地域や関係機関との連携を行います	中学校区における目指す子ども像の実現に向けた教育の連携を推進する保幼小中学校園所	中学校区における目指す子ども像の実現に向けた教育の連携を推進する保幼小中学校園所	中学校区の子どもの実態等の情報交換を行い、いじめに対する学校の指導体制・指導内容の充実を図ります。			中学校で 体験授業	連携会議	共有					幼稚園児を招いた祭り	中学校部活見学と体験授業 幼稚園との交流給食と交流授業	引継会	継続	継続	
	関係機関との連携を図ります	関係機関と情報を共有し、迅速に対応できる学校組織	学校の各ケースについて、常に家庭児童相談室、青少年センター等と組織的に連携を図ります。	連携													継続	継続	
5 体罰を根絶し、子どもに対する体罰を根絶します	体罰を根絶します	体罰の禁止を徹底します	子ども一人ひとりの人権を守ることに徹する教職員	体罰・ハラスメントの根絶に向けた事例研修を実施し、教職員の人権意識を高めます。	学校通信 全校集会 研修			研修					研修				継続	継続	
	あらゆるハラスメントを根絶します	あらゆるハラスメントを根絶します			学校通信 全校集会 研修			研修					研修				継続	継続	

基本方針				取組	実施時期																
柱	方向性	取組内容	目指す姿	具体的行動	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	中期	長期			
1 子どもの SOS に気づく 力を高め ます	子どもたちがSOSを出しやすい環境をつくりやすくします	相談することの大切さを子どもたちに伝える出前授業を行います	いじめを受けたり、いじめを発見したりした場合、および友達からいじめの相談を受けた場合に、家族、学校または関係機関に相談できる生徒	生徒を対象としたSCによる出前授業を年1回実施する。											実施		継続	継続			
	子どもを深く理解する力を育てます	本事案から学ぶ全員研修を実施します	専門講師による研修を通して、いじめ問題への学びを深め、生徒をいじめから守る体制づくりを進める教職員	令和2年度は、市指導主事と学校による研修会を実施済。 専門講師による調査報告書を基にした研修会を実施し、いじめ対策に関する多様な情報を共有、活用する。														2年目以降は市教委と検討	2年目以降は市教委と検討		
		子どもに共感し、対等な関係を築く資質を養います	生徒の声を大切にし、言動の裏側にある思いをつかみ支援できる教職員	SCによる年2回以上のカウンセリングマインド研修を実施する。						実施					実施				継続	内容を検証の上で継続	
		発達に特性のある子どもへの理解と適切な支援を強化します	特別支援教育の知見に立って支援できる教職員	毎月1回、特別に配慮のいる児童についての情報共有を実施する。	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施		継続 専門家による研修を検討	継続 専門家による研修を検討	
		いじめの定義の確認と周知を徹底します	いじめの定義を正確に理解し、生徒、保護者および地域住民に啓発する教職員	令和2年度は、市教育委員会作成のリーフレットを各学級で配布し説明する。併せて、地域の会でも説明する。 令和3年度は、各学期に1回程度いじめについて全校集会で話をするとともに、地域の会でも説明する。	全校集会		地域の会 PTA総会					全校集会 地域の会		全校集会 地域の会	全校集会				継続	継続	
		いじめ防止月間を設けます	主体的に全校でいじめ根絶に向けた活動に取り組む生徒	令和2年度は、月間の周知を行う。 令和3年度以降は、生徒会を中心により良い人間関係をつくるための取組内容を検討し実施する。																生徒による提案を定着させる	生徒による提案を定着させる
		いじめを早期発見し、速やかに適切な対応をします	調査結果を基に生徒の思いを聴き取り、生徒の状況の把握に努め、いじめの早期発見、解決を図る教職員	1学期は「こころとからだのアンケート」を実施し、2・3学期はいじめに特化したアンケートを実施する。											いじめアンケート 面談					継続	継続
			教職員がいじめについての情報を共有し、チームで対応する仕組みを整えます	校内いじめ防止委員会を中心に教職員全体で情報・指導方針を共有し、問題の解決を図る教職員	校内いじめ防止委員会で初期対応するチームを設置する。 校内いじめ防止委員会を週1回の定例実施と事案検討として適宜実施する。	チーム設置 校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会		継続	継続	
			いじめ等に関する情報について保護者との連絡を迅速に行い、情報を共有します	事実内容、指導方針、支援等について適時適切に保護者に伝え、事案の解決を図る教職員	校内いじめ防止委員会で共通理解を図る。	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会	校内いじめ防止委員会		継続	継続	

基本方針				取組	実施時期													中期	長期			
柱	方向性	取組内容	目指す姿	具体的行動	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
4	学校の組織対応力を向上させます	教師がSOSを出せる教師集団を作ります	全校体制で意識や取組の方向性を同じくし、一枚岩の組織となって取り組む教職員	教職員一人一人が声かけを意識して、あらゆる場面で年齢や経験、学年等の枠を超えて話し合い、意見の言える風土をつくる。	職員会 学年会 いじめ防止委員会 生徒指導委員会													継続	継続			
		多職種連携を推進します	SC・SSW・関係機関等と迅速、円滑に連携する学校	ケース会議や相談など適宜SC・SSW・関係機関等との連携を図る。	ケース会議														継続	継続		
	子どもを育む地域や関係機関との連携を行います	地域ぐるみで子どもを見守ります	地域との連携・協働を積極的に進め、子どもたちの成長を地域と分かち合う学校	学校運営協議会(コミュニティスクール)、青少年育成市民会議等により学校の情報を共有し、地域との協力を進める。			運営協議会						運営協議会						運営協議会	継続	継続	
		保育所・幼稚園・小中学校の連携を強化します	中学校区における目指す子ども像の実現に向けた教育の連携を推進する保幼小中学校園所	小学校との部活・授業見学等の交流を進めていく。 小学校との入学に係る引継を充実させる。 市の連携会議等での情報を教職員で共有す				連携会議				授業見学	部活交流	連携会議					連携会議	継続 体験授業を実施	継続 体験授業を実施	
		関係機関との連携を図ります	関係機関との迅速、円滑な連携を行う学校	学校のケースについて常に家庭児童相談室等の関係機関と連携を図る。	連携															継続	継続	
5	子どもに対する体罰及びハラスメントを根絶します	体罰を根絶します	あらゆる場面での体罰は絶対に許さず、人権感覚豊かな指導を行う教職員	体罰根絶宣言を学校通信や全校集会等で発表する。 体罰根絶に向けた共通理解を図る研修を実施する。	学校通信 全校集会 研修														研修	継続	継続	
		部活動におけるパワーハラスメントを根絶します	特に部活動がパワーハラスメントに陥りやすい環境であるとの認識を持ち、体罰は絶対に許さず、人権感覚豊かな指導を行う教職員	特に部活動などの事例を基に、パワーハラスメント根絶に向けた共通理解を図る研修を実施する。	研修															研修	継続	継続
		あらゆるハラスメントを根絶します	暴言・ハラスメントも人権を侵害する行為であり絶対に許されないものである共通認識を持ち、人権感覚豊かな指導を行う教職員	パワーハラスメント根絶宣言を学校通信や全校集会等で発表する。 パワーハラスメント根絶に向けた共通理解を図る研修を実施する。	学校通信 全校集会 研修															研修	継続	継続